

「心豊かな子どもを育てる運動」推進状況 調査結果

～「心豊かな子どもを育てる運動」の新展開をめざして～

平成5年3月
全国民生委員児童委員連合会
全国社会福祉協議会

1 調査の概要

活動の展開を図るうえでの運動のあり方を検討するため、本調査を実施するものです。

1 調査のねらい

昭和59年より、全民児協、全社協が主唱し、都道府県・指定都市ならびに市区町村民児協と社協が推進主体として取り組まれてきた「心豊かな子どもを育てる運動」も、平成4年度で9年目を迎えます。

この間、各地で種々の成果がおさめられるとともに、児童・家庭をめぐる状況が大きく変化し、また民生委員・児童委員活動の状況、期待される役割も変化してきているなかで、今後の活動のあり方が問われてきています。

そこで、10年目の節目にむけ、各都道府県・指定都市における運動の推進状況、成果、問題点等を明らかにし、より今日的な課題に応じた児童委員委員

2 調査の主体

全国民生委員児童委員協議会（現 全民児連）
全国社会福祉協議会

3 調査の対象

58都道府県・指定都市の民生委員児童委員協議会

4 実施時期

平成4年9月

2 調査結果の概要

調査対象都道府県・指定都市数—58カ所（回収率100%）

単位：都道府県・指定都市数・カ所 / （%）

I 運動の位置づけと推進体制

1. 児童委員活動推進における運動の位置づけ

- 運動の位置づけは———
児童委員活動の1つとして——— 6割強
〃 軸としている——— 2割

1. 民協・社協以外の団体も含めた大きな運動となっており、そのなかで児童委員活動の推進を位置づけている。——— 2 (3.5%)
2. 本運動を軸にして、児童委員活動全体を推進している。——— 10 (17.2%)
3. 本運動を児童委員活動推進の課題の1つとして位置づけている。——— 38 (65.5%)
4. 児童委員活動において、とくに本運動の推進は明確に、位置づけていない。——— 6 (10.3%)
5. その他 ——— 2 (3.5%)

2. 運動や児童委員活動推進のための要綱、推進計画の策定状況

- 運動の計画的推進———弱い
- 児童委員活動を事業計画に位置づけているのは6割弱

(1) 県独自の運動の推進要綱や推進計画の策定状況

ア) 推進要綱や方針について

1. 定めている——— 12 (20.7%)
2. 定めていない——— 46 (79.3%)

イ) 推進計画について

1. 定めている——— 16 (27.6%)
 - 1年度計画----- 8 (50.0%)
 - 中長期の計画----- 3 (18.8%)
2. 定めていない——— 42 (72.4%)

(2) 児童委員活動推進のための計画について

1. 定めている——— 34 (58.6%)
 - 児童委員活動独自の計画----- 2 (5.9%)
 - 県民児協の事業計画----- 30 (94.1%)
2. 定めていない——— 22 (37.9%)
 - その他----- 3 (8.8%)

◎ 「1. 運動の位置づけ」と「2. 運動の推進要綱、推進計画」の策定状況について

- ・運動の位置づけと推進要綱、推進計画の策定状況は必ずしも一致していない。
- ・しかし、位置づけについて「4」と回答の県は、要綱、推進計画とも策定していない。

〔策定状況〕

- 要綱のみ策定している----- 8 (13.8%)

計画のみ策定している	12 (20.7%)
要綱, 計画とも策定している	4 (6.9%)
要綱, 計画とも策定していない	34 (58.6%)
内 児童委員活動についての計画も策定していない	17 (全県の29.3%)

3. 部会・委員会の設置状況

- 運動あるいは児童委員活動推進のための部会を設置しているのは6割弱
- 代わりの検討の場は婦人部会, 役員会等

(1)運動の推進委員会・部会の設置

1. 設置している	15 (25.9%)
(設置の場)	
民児協の独自の委員会・部会として	6 (40.0%)
民児協の児童関係部会・委員会の中に	4 (26.7%)
民児協の婦人委員部会の中に	5 (33.3%)
社協の中に	0 (0.0%)
その他	1 (6.7%)
2. 設置していない	43 (74.1%)
(かわりの検討の場)	
県民児協役員会	15 (34.9%)
県民児協婦人委員部会	19 (55.9%)
県民児協内のその他の部会・委員会	8 (18.6%)
婦人委員の研究協議会	3 (7.0%)
児童委員の研究協議会	4 (9.3%)
県社協	1 (2.3%)
その他	3 (7.0%)

(2)児童関係の部会・委員会の設置

1. 設置している	20 (34.5%)
(設置の場)	
県民児協	18 (90.0%)
県社協	0 (0.0%)
その他	1 (5.0%)
2. 設置していない	38 (65.5%)
(かわりの検討の場)	
県民児協役員会	19 (50.0%)
県民児協婦人委員部会	19 (50.0%)
県民児協内のその他の部会・委員会	4 (10.5%)
婦人委員の研究協議会	8 (21.1%)
児童委員の研究協議会	5 (13.2%)
県社協	2 (5.2%)
その他	4 (10.5%)

(3)県（市）段階での機関・団体等との推進・協議の場

1. ある——52 (89.7) -----推進・協議の場の数 87カ所
2. ない—— 6 (10.3)

II 運動の課題

4. 運動や児童委員活動の課題

●県としての運動課題を設定しているのは4割内半数は具体的課題として設定

(1)運動の取り組み課題

○課題を設定している（記述があった）——24 (41.4%)

〔課題のタイプまたは内容〕

- 具体的な課題として設定-----12 (50.0%)
- 大テーマ（スローガン）設定（地域ごとに展開）----- 6 (25.0%)
- 運動の推進協議会等での協議，推進として設定----- 4 (16.7%)
- 研修会等での研究協議として設定----- 2 (8.3%)

(2)児童委員活動の取り組み課題

○課題を設定している（記述があった）——26 (44.8%)

〔課題のタイプまたは内容〕

- 具体的な課題として設定-----10 (38.5%)
- 関係機関等との協議，ネットワークづくり----- 9 (23.7%)
- 研修会等での研究協議----- 5 (19.2%)
- 児童委員活動への助成----- 2 (7.7%)
- その他----- 1 (3.9%)

III 運動の推進方法

- 実態把握活動は約半数の県で実施
- 住民や関係機関等への情報提供・広報活動，また意見具申活動は低調
- 研修はほとんどの県で実施，対象は様々

5. 実態把握活動

○実施している（記述があった）——27 (46.6%)

実施件数（調査等）-----34件 (100.0%)

- 母子関係-----13件 (38.2%)
- 父子関係-----11件 (32.4%)

一般児童・健全育成関係	7件 (20.6%)
母子保健関係	1件 (2.9%)
児童委員活動関係	4件 (11.8%)
その他	7件 (20.6%)

6. 情報提供, 広報活動

○実施している (記述があった) ————— 22 (37.9%)

実施件数 ————— 34件 (100.0%)

(対象)	児童委員, 民協	24件 (70.6%)
	関係機関・団体	10件 (29.4%)
	住民, 家庭・親等	9件 (26.5%)

(内容)・方策, 方針, 提言・リーフレット, パンフレット・事例集・手引き, ハンドブック・ポスター, パネル 等

7. 意見具申活動

○実施している (記述があった) ————— 10 (17.2%)

実施件数 ————— 15件

8. 研修会開催状況 (3年度)

○実施している (記述があった) ————— 50 (86.2%)

IV 市区町村の推進状況

- 工夫を凝らした様々な活動が推進される。しかし地域による格差も指摘される
- 子育て支援や世代間交流, 非行防止等が主
- 活動状況の把握 - 意図的に把握している所は少ない

9. 市区町村における運動の特徴的な取り組み状況

○ (記述があった) ————— 40 (86.2%)

紹介されている市区町村数 ————— 150カ所程度

(主な内容)

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ・子育て学習会 (しつけや食事等) | ・「家庭の日」の推進 |
| ・子育て相談活動 | ・あいさつ運動, お便り運動 |
| ・子育てネットワーク (親同士の交流) | ・遊び等文化伝承活動 |
| ・母子・父子世帯の集い | ・読書会, 劇, 映画会 |
| ・世代間・親子, 障害児, 地域住民等交流活動 | ・健全育成等啓発活動 |
| ・非行防止活動, 遊び場・危険カ所等点検・整備 | ・関係機関・団体との懇談 |

10. 市区町村における運動の推進状況の把握方法

○ (記述があった) _____ 36 (62.1%)

- (内容)
- ・市区町村から活動状況調査・報告をとっている
 - ・役員会，部会等の場で把握
 - ・各種研修会，研究協議会の場で把握
 - ・民児協事業報告書等により把握
 - ・各地域の広報・日常の連絡の中から 等

V 運動の評価と今後の方向

- 住民の子育て意識や関係者との連携に成果
- 反面，課題が広すぎ取り組みにくい，関係機関等の理解が得にくい等の問題も
- 今後の課題は－①重点課題の設定 ②推進の計画化 ③機関等との連携強化等

11. 運動の成果

(1)健全育成や子育て，福祉に対する住民の意識・関心の促進

- ・健全育成や子育てへの住民の意識，関心が高まった。
- ・地域の環境整備，美化がすすんだ。地域のその意識が高まった。
- ・母子保健活動，地域ぐるみの子育て運動の推進に成果があった。
- ・子育てネットワークが広がりつつある。
- ・あいさつ運動(子どもや母親と知り合いになる)がすすんだ。
- ・世代間交流がすすみ，老人への尊敬や思いやりの心が芽生えた。
- ・家庭の大切さが浸透した。
- ・ボランティア活動への参加がすすんだ。

(2)住民や児童関係者との理解，連携の促進

- ・児童委員の存在がアピールでき，地域住民からの理解がすすんだ。
- ・学校・教育関係者，母子保健推進委員，児童相談所，家庭児童相談員等との連携がすすんだ。
- ・行政からの理解がすすんだ。(予算増等に結びついた。)
- ・PTA，子ども会等との連携がすすんだ。

- ・公民館活動に積極的に関わるようになった。
- ・母子，父子家庭との交流がすすんだ。
- ・不登校児童への関心が高まった。

(3)児童委員自身の自覚や，全委員での運動・活動展開の促進

- ・各民協での課題設定などにおいて，全委員での運動展開がすすんだ。
- ・児童委員活動に対する自覚が高まった。児童委員活動全体がすすんだ。
- ・各民協での部会整備がすすんだ。

12. 運動推進上の問題点，課題

(1)運動の課題や推進方法に関して

- ・運動のテーマ，課題が幅広く，具体的な活動に結びつけにくい。
- ・課題の重点を絞って取り組むことが必要ではないか。(全国でor県で)
- ・全国要綱の例示にとらわれすぎて，地域の特性が出にくかった。

(2)児童委員や組織・体制に関して

- ・児童問題や「丈夫な子どもを育てる母親運動」は婦人委員(部会)が中心に取り組んできた経緯があることなどから，婦人委員(部会)活動の分野からぬけきれないところがある。全委員の活動になりにくい。

- ・ 児童委員が改選されるため、運動の継続が難しい。
 - ・ 民生委員活動の範囲が広く、運動に十分関われない。
 - ・ 年齢差があり児童委員活動そのものが取り組みにくい。
- (3) 関係機関・団体等との連携に関して
- ・ 県段階での関係機関・団体への運動についての理解が不十分。
 - ・ 関係機関・団体との連携が図りにくい。民児協だけの取り組みとなっている。
 - ・ 社協，民児協の連携がとくに必要だが，事務局体制が弱い。
 - ・ 関係機関・団体の役職員がよく代わってしまうので，引き継ぎや運動の趣旨を理解してもらうのが難しい。
 - ・ とりわけ教育関係者（現場）との連携が必要。中心メンバーにする必要がある。
- (4) 児童・家庭や地域住民との関係に関して
- ・ 障害児問題，登校拒否問題には，家庭からの依頼がないと入りにくい。
 - ・ 一般家庭に入りにくい。
 - ・ 母親の就労などにより，行事等への参加者が少ない。
 - ・ 小地域の福祉のまちづくりを推進していくことが「本運動」につながっていく。
- 13 今後の運動のあり方についての意見等
- (1) 課題の設定について
- ・ 運動の継続は必要。何を課題の中心にするかの検討が必要。
 - ・ 県としての具体的な運動の課題を検討したい。
 - ・ 市町村の実態にあった具体的な取り組みをすすめたい。
 - ・ 市町村民協ごとに課題を設定し推進をしているが，全県で統一した年ごとの課題を設定したほうが効果的で，活動もしやすい面がある。
- (2) 推進方法について
- ・ 県，市町村とも，「運動」ということで認識が薄い。明確な「事業」もしくは「モデル」的な形での推進がよいのではないか。
 - ・ 社協活動との連携が重要。
 - ・ 運動がマンネリ化しないような方策を検討する必要がある。
- (3) 民協の推進体制・基盤について
- ・ 全児童委員でとりくんでいきたい。
 - ・ 婦人委員（部会）の，本運動における位置づけを明らかにすべき。
 - ・ 婦人の特性を活かして，婦人委員を中心とした運動の展開を続けたい。
 - ・ 児童委員としての対応を組織的，個別的の両面から具体化する必要がある。
 - ・ 単位民協活動費（10万円）も活用したい。
- (4) 運動全般について
- ・ 本運動のとりくみの方向が，研修を重ねるうちに見えてきた。これから本格的に取り組む時期。
 - ・ 児童の問題が複雑・多様化しているなかで，それらを「本運動」のなかでとらえることに疑問がある。
 - ・ 児童委員活動のあり方そのものの再検討が必要。

5. 「心豊かな子どもを育てる運動」推進要綱

1 趣旨

今日の児童をとりまく社会環境は、全ての児童が健やかに育てられることはきわめて困難な状況にある。

かかる状況の中で児童委員の活動の強化は緊急の課題であり、また期待されている。この時にあたり児童委員活動の強化策が提案された。

本運動は児童委員活動強化の一課題として、児童委員全員の共同活動として積極的に取り組むことが重要である。同時に15年にわたって婦人民生児童委員が中心となって取り組んできた「丈夫な子どもを育てる母親運動」をさらに発展強化した活動として取り組むために婦人民生児童委員の役割もまたきわめて大きい。

今日の社会環境の中で児童の引き起している問題の背景を明らかにし、心身ともに健やかに成長するための基盤づくりをめざし在宅福祉活動、予防活動の一環として家庭機能及び地域社会の状況に応じた援助体制を行政機関をはじめ地域の関係団体と連携して推進する。

2. 主唱

全国民生委員児童委員協議会・全国社会福祉協議会

3. 推進主体

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会、都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村民生委員児童委員協議会、市区町村社会福祉協議会

4. 運動の課題

1. 地域ぐるみの子育て運動の推進
2. 母子保健活動の充実強化

5. 運動の課題の例示

1) 地域ぐるみの子育て運動の推進

ア. あたたかな家庭づくり

- (1)問題を持つ家庭への把握と援助グループづくりの促進
- (2)両親教育・両親学級など親への学習活動の実施促進
- (3)手作り料理をあたえるための講習会の開催
- (4)「家庭の日」運動の普及、促進

イ. 子育てネットワークづくりの推進

- (1)相談活動（電話相談等）の実施促進
- (2)施設の積極的な活用（養護、乳児、保育園等）
- (3)母親クラブなどの活用
- (4)関係機関、団体との連携共同活動の推進

ウ. 子どものための環境整備

- (1)児童文庫、おもちゃの図書館の開催促進
- (2)異年齢集団遊び普及
- (3)児童館、コミュニティーセンターの活用促進
- (4)チビッ子広場、緑の公園等児童公園の設置

(5)有害図書自動販売機の点検・撤去活動の推進

(6)危険ヶ所の点検・撤去活動の推進

エ. 世代間の交流活動（相互理解，克服能力を育てる）

(1)子どもの主張大会や親子討論会の開催

(2)家庭ぐるみのレクリエーション等の実施協力

(3)老人クラブなどの協力による伝承あそびの継承活動の推進

2) 母子保健活動の充実強化

ア. 婚前指導の実施促進

(1)婚前教育の普及促進

(2)家族計画，人工妊娠中絶等の知識の普及

(3)健康診断受診の促進

イ. 妊産婦，乳幼児に対する活動

(1)母親教室，育児学級等への協力

(2)妊産婦の健康診断，栄養指導への協力

(3)保健所，保健婦との連携協力

(4)母乳育児の推進及び条件整備の促進

(5)乳児，幼児検診に対する協力

(6)新生児訪問指導への協力

(7)離乳食等栄養指導に対する協力

ウ. 障害児の早期発見・早期治療の促進

6. 運動推進の方法

(1)推進主体

①全国段階

全社協・全民児協のなかに必要に応じて運動推進のための委員会を設置する。

②都道府県・指定都市段階

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会ならびに社会福祉協議会は，共同し，運動の課題にそった推進計画を作成し市区町村民生委員児童委員協議会，同社会福祉協議会の組織的な取り組みを強化するよう援助する。

③市区町村段階

市区町村民生委員児童委員協議会に本運動の推進のための委員会（部会）を設置するとともに社会福祉協議会と共同し運動の課題にそった活動を行う。

とりわけ，地域ぐるみの子育て運動の推進については，民生委員児童協議会と社会福祉協議会の密接な連携のもと取り組みを強化する。

(2)実態把握の実施

子どもの地域における環境点検活動と生活実態把握を促進するとともに個別的な援助活動につながる対象者，世帯のニーズ把握を行う。とりわけ地域から孤立し，閉鎖的な要援護家庭の把握に努める。

(3)社会資源，サービス，情報の提供

地域住民に対し運動の課題に応じて諸施策，サービス，情報等の社会資源の提供と周知につとめ住民自身が主体的にこれらを活用し問題解決をはかるよう援助する。

(4)意見具申

児童や家族のかかえる複雑多様化した福祉問題とこれに対応する現行諸施策等，サービスとの開きの実態を明らかにし，児童の立場に立った福祉施策の改善についての意見を民協でとりまとめ，自治体等の実施機関に対する意見具申を行う。